

## 意見書案

### 意見書案第15号

軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について

軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年10月2日提出

議会運営委員長 井上久嗣

軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義づけがされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

更に、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関を初め、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

よって、国においては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関を初め国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月2日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

---

意見書案第16号

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年10月2日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除措置は、平成21年度の地方税法の改正により軽油引取税が道路特定

財源としての目的税から普通税へ変更されたことで、平成24年3月末をもって廃止される予定となっていました。が、索道事業者等からの強い要望により3年間の延長が認められ、適用期限が平成27年3月末までとなっています。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料や降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営を更に圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

本市におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっています。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除特例措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月2日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

---

意見書案第17号

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとす

る。

平成26年10月2日提出

議会運営委員長 井上久嗣

### 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書

介護保険制度は、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体から、地域資源や財政基盤による地域間格差の拡大や必要なサービスが提供されないことによる要支援者の介護の重度化及び介護労働者の処遇低下などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択に当たっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

更に、2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

よって、介護保険制度については地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度については保育の質を改善するために、下記の対策を講じるよう強く求めます。

#### 記

1. 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。
2. 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。
3. 介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月2日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

---

意見書案第18号

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書について

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年10月2日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険税が高く、国保加入者の生活を圧迫しています。

国保財政に占める国庫負担金の割合は、1983年に、総医療費の45%（定率40%及び調整交付金5%）から、総医療費から患者負担分を除いた医療給付費の50%に変更されました。これは、実質的に総医療費の38.5%への引き下げであり、自治体と国保加入者の負担が増大した要因となりました。2013年度には、自治体国保財政への国庫負担金は20%台にまで引き下げられ、より一層厳しくなっています。

2010年の通常国会予算委員会で、鳩山首相（当時）は、国庫負担の削減が、高い保険料（税）の原因になっていることを認めるとともに「財源の確保に努力したい」と答弁しています。

更に、国民健康保険法第4条では、国の責務として、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと規定しています。

よって、国においては、全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険に対する国庫負担を増額するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月2日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

---

意見書案第19号

電力料金値上げ幅の見直し等に関する意見書について

電力料金値上げ幅の見直し等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年10月2日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

電力料金値上げ幅の見直し等に関する意見書

北海道電力株式会社は、泊原子力発電所が停止する中、火力発電所の稼働増による燃料費の増加などを理由に、昨年9月の値上げに続き、本年7月末に2度目となる大幅な電気料金の値上げを国に申請しました。

このまま値上げが実施された場合、昨年の値上げ分と合わせ、値上げ幅は、家庭用など規制部門では平均26.1%、産業など自由化部門では、実に平均36.1%にも及ぶこととなり、道民生活や道内経済への影響は看過できない状況となっています。

特に、今回の値上げ幅を見ると、標準的家庭（契約電流30A、電力使用量260kwh）では、一カ月1,069円、14.78%上がって、月額8,302円となり、道民の暮らしに重大な影響を及ぼすことは明らかです。

今回の再値上げに関しては、「節電もう限界」、「もっと経営努力を示してほしい」と、道民はもとより経済界、道内自治体からも厳しい批判の声が上がっています。

よって、国及び道においては、北電の電力料金再値上げ認可申請に対し厳しい姿勢で臨み、電気料金の値上げ幅を圧縮するとともに実施時期について見直しを求めることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月2日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
北 海 道 知 事